

2017 年中国裁判所 10 大知識産権案件

1. 王老吉と加多宝の周知商品特有の包装・装飾紛争事件

広東加多宝飲料食品有限公司と広州王老吉大健康産業有限公司、広州医薬集団有限公司との周知商品特有の包装・装飾の無断使用に係る紛争事件〔中国最高裁判所(2015)民三終字第 2、3 号民事判決書〕

【事件の概要】2012 年 7 月 6 日、広州医薬集団有限公司(以下、「広薬集団」という。)と広東加多宝飲料食品有限公司(以下、「加多宝社」という。)はそれぞれ裁判所に訴訟を提起し、両社とも、自社が「王老吉」赤色缶入りハーブティーという周知商品特有の包装・装飾の権利を所有しており、相手方が製造・販売した赤色缶入りハーブティー商品の包装・装飾は侵害に該当すると主張した。

一審裁判所は、「王老吉」赤色缶入りハーブティーの包装・装飾の権利所有者は広薬集団であり、広薬集団のライセンスを受けた広州王老吉大健康産業有限公司(以下、「大健康社」という。)が製造・販売した赤色缶入りハーブティーは侵害に該当しない、と認定するとともに、加多宝社が本件包装・装飾の権利を所有しないため、加多宝社が製造・販売した片側に「王老吉」、片側に「加多宝」を表示した赤色缶入りハーブティー及び両側に「加多宝」を表示した赤色缶入りハーブティーはいずれも侵害に該当する、と認定した。一審裁判所は、加多宝社に対して、侵害行為を停止し、謝罪声明を掲載することにより悪影響を解消し、かつ、広薬集団の経済損失 1.5 億元及び合理的な支出 26 万元を賠償するよう命じるとともに、加多宝社の訴訟上の請求を棄却した。

加多宝社は二件の一審判決を不服として、中国最高裁判所に控訴した。中国最高裁は以下のとおり認定した。

- ①本件に係る周知商品は、「王老吉」赤色缶入りハーブティーである。本件周知商品の特有包装・装飾の内容は、「王老吉」赤色缶入りハーブティーの缶体に表示された黄色の「王老吉」等の文字、赤色の背景色等の色彩、模様及びこれらの組み合わせ等の構成要素を含む全体である。
- ②「王老吉」赤色缶入りハーブティーの発展してきた歴史、当事者双方の協力背景、消費者の認知および公平の原則に鑑みれば、広薬集団及びその前身会社、加多宝社及びその関連会社はいずれも、係争包装・装飾の権益の形成、発展及びのれんの確立においてそれぞれ積極的な役割を果たしたため、係争包装・装飾の権利を完全に片方の所有物とすると、明らかに不公正な結果となり、しかも社会公衆の利益を害するおそれがある。したがって、本件周知商品特有の包装・装飾の権利は、信義誠実の原則を守り、消費者の認識を尊重し、かつ、他者の適法な権利を阻害しないことを前提と

して、広薬集団と加多宝社が共有することができる。

以上より、中国最高裁判所は、相手方の製造・販売した赤色缶入りハーブティー商品が他人の周知商品特有の包装・装飾の無断な使用に該当するとして広薬集団及び加多宝社の主張はいずれも成立せず、広薬集団及び加多宝社の訴訟上の請求をすべて棄却する旨を判決した。

【事件の意義】中国最高裁判所が開庭審理を公に行い、王老吉と加多宝の包装・装飾紛争事件の判決を言い渡したことは、ニュースメディアから一般大衆まで広く注目されていた。判決が出た後、人民日報、中国中央テレビ、新華社通信などの主流メディアは速やかに報道した。世論は、中国最高裁判所の判決を、「法の支配でウィンウィンを獲得した」「司法の知恵を反映した」と高く評価した。国内外のメディアは、本件の判決はこのような事件の裁判に対する指導となると高く評価し、本件が非常に重要な価値を有すると述べている。また、本件の判決は「異なる財産権の平等な保護」というポジティブなシグナルを示し、業界の継続的な発展に寄与するとされている。さらに、本件の判決は両当事者にも尊重され、法的効果と社会的効果の統一を達成できた。

2.「榆林局」実用新案侵害紛争行政摘発事件

西峡龍成特種材料有限公司と榆林市知識産権局、陝西石炭化工グループ神木天元化工有限公司との実用新案侵害紛争行政摘発事件〔中国最高裁判所(2017)最高法行再 84 号行政判決書〕

【事件の概要】西峡龍成特種材料有限公司(以下、「西峡社」という。)は、陝西石炭化工グループ神木天元化工有限公司(以下、「天元社」という。)が製造、使用している装置は自社の「内煤外熱式煤物質分解装置」という実用新案権(つまり本件実案)への侵害に該当するとして、榆林市知識産権局(以下、「榆林局」という。)に行政摘発を申請した。2015年9月1日、榆林局は、榆知法処字〔2015〕9号「專利侵害紛争事件処理決定書」(以下、「本件決定」という。)を発行し、天元社が本件実案への侵害に該当しないと認定した。本件決定の合議体メンバーは、宝鷄市知識産権局の係員である苟紅東を含んだが、苟紅東が本件紛争の行政処理に参加する旨の決定を示す正式な公文書はなく、また、榆林局の口頭審理の議事録には、苟紅東の正式な身分及び合議体に参加する理由を西峡社、天元社に知らせたような記載はない。さらに、榆林局は本件実案侵害紛争について口頭審理を2回行ったが、2回目の口頭審理時に当事者に伝えた合議体メンバーと、本件決定に署名した合議体メンバーとは異なる。西峡社は本件決定を不服として、行政訴訟を提起した。一審裁判所は、「行政法執行官の体系内の派遣は、行政機関の内部行為であり、内部交流制度に違反していない。榆林局の係員が足りないため、陝西省知識産権局に報告した後、宝鷄市知識産権局の係員が案件の対応に参加したことは、本件決定の発行は法定手続きに違反していない。また、本件決定は侵害の実体問題の認定には誤りがない。」と判断し、西峡社の請求を棄却した。西峡社は一審判決を不服として控訴した。二審裁判所は控訴を棄却し、原審判決を維持した。西峡社はさらに中国最高裁判所に再

審を請求した。中国最高裁判所は審理を経て、本件決定は法定手続きに違反するため、取消さなければならないと判断した。最高裁の理由は以下のとおりである。

榆林局は、平等な民事主体の本件実案に係る侵害紛争を取り扱う際に、公正中立な立場で裁決を行う第三者機関として、厳密・適正・公然・平等の手続き原則に従うべきである。合議体メンバーが明確に変更されたにもかかわらず、また本件決定に署名したことは、法定手続きへの嚴重な違反となる。また、本件決定を出した榆林局合議体は、同局の特許行政法執行資格を有する係員により構成されるべきであった。さもなければ、行政法執行手続きの適正さ及び真剣さは確保できず、行政法執行活動の適正化にマイナスになり、行政法執行責任の強化にも不利になる。榆林局が提出した陝西省知識産権局調整課のいわゆる応答は、実はその調整課が同局の幹部に提出した内部の書簡であり、公文書番号もなく、公印もない。国家知識産権局特許管理部が陝西省知識産権局に送った「個別案件における法執行官の派遣に関する返答」は本件決定の発送日より後であり、内容的には本件と直接の関係はない。よって、これらはいずれも、苟紅東が本件決定の合議体に参加する適法性を示す有効な根拠にはならない。さらに、榆林局は口頭審理時に苟紅東の身分詳細及び合議体に参加した理由を当事者に知らせたと主張したが、提出した証拠はこの主張を証明できない。当事者が合議体メンバーの身分を認めるか否かは、かかる行政行為の手続きが適法であるか否かを判断するための前提及び条件ではない。したがって、榆林局及び天元社の「西峡社が合議体メンバーについて異議を述べなかったので、手続きは適法である」とした主張は成立しない。

【事件の意義】本件は特許行政法執行の手続き違法の認定及び取扱いに関する事例である。中国最高裁判所は本件において、明確に変更された合議体メンバーがまた本件決定に署名したことは実質上、「審理者が裁決しておらず、裁決者が審理していない」こととなり、法定手続きへの嚴重な違反となることを明確に指摘した。原則、本件決定の合議体は、当該行政機関の特許行政法執行資格を有する係員により構成されるべきであった。他の機関から法執行官を派遣してもらう場合、正式で完全な公文書手続きを履行すべきである。本件判決は、行政機関の法律に従う行政の適正化を促進し、知的財産への司法保護の主導性を示している。本件は、「知的財産に係る裁判分野の改革・革新の強化における若干の問題に関する意見」に提案された「知的財産権に係る行政行為の司法審査の強化」を代表する事例として、知的財産分野における法体制の構築及び技術革新のための法律環境の最適化を推進する上で重要な意味を有する。

3.「稻花香」商標権侵害紛争事件

福州米廠と五常市金福泰農業股分有限公司、福建新華都総合百貨有限公司福州金山大景城分店、福建新華都総合百貨有限公司との商標権侵害紛争事件〔中国最高裁判所(2016)最高法民再374号民事判決書〕

【事件の概要】福州米廠は、第 1298859 号「稻花香 DAOHUAXIANG」登録商標（つまり本件商標）の専用権者である。本件商標は、指定商品を第 30 類の米として 1998 年 3 月に出願され、1999 年 7 月 28 日に登録になったものである。黒龍江省農作物品種認証委員会により 2009 年 3 月 18 日に発行された「黒龍江省農作物品種認証証明書」には、品種名が「五優稻 4 号」で、元の名称が「稻花香 2 号」である米は、普及地域を黒龍江省五常市平原自流灌漑区として作付け栽培され、フィールド試験及び生産試験の結果、普及すべき優良品種としての条件を満足するため、2009 年から普及品種とすることが決定されたと記載されている。2014 年 2 月 18 日、福州米廠は、福建新華都総合百貨有限公司福州金山大景城支店（以下、「大景城支店」という。）で、五常市金福泰農業股分有限公司（以下、「五常社」という。）により製造・販売された「喬家大院稻花香米」1 袋を公証付けで購入した。米現物のパッケージ正面中央に「稻花香（中抜きフォントで、黒色の背景色）DAOHUAXIANG」が大きい文字で表示されている。福州米廠は、五常社が製造・販売し、大景城支店、新華都社が販売したイ号製品は自社の商標権を侵害したとして提訴した。一審裁判所は、「稻花香」が共通名ではなく、五常社が許諾なしに製品のパッケージに本件商標と非常に類似する表示をしたことは、消費者の混同・誤認を惹きやすく、本件商標権への侵害になると判断した上で、五常社、大景城支店、新華都社の行為が侵害に該当すると認定した。二審裁判所は、五常市という特定の地理的栽培環境において生まれた米「稻花香」は、慣習上の共通名に該当し、五常社が自社製の米製品のパッケージに「稻花香」の文字及びピンインを表示して米の品種・由来を示す行為は、主観的には善意による行為であり、客観的にも混同・誤認を引き起こしておらず、正当な使用に該当すると認定した上で、一審判決を取消し、福州米廠のすべての請求を棄却する旨の判決をした。福州米廠は二審判決を不服として、中国最高裁判所に再審を請求した。中国最高裁は審理を経て、以下のとおり判断した。

五常社は「稻花香」が法定の共通名であることを証明する証拠がない。農作物品種認証方法に定める共通名と、商標法での共通名とは意味が完全に同一ではないため、認証証明書に記載の名称を根拠に、この名称が商標法での共通名であると判断することができない。認証証明書に記載の元の名称は「稻花香」ではなく、「稻花香 2 号」であり、本件商標権が先に登録になっていることを背景に、「稻花香」が法定の共通名であることを直接証明できない。

以上の判断を踏まえて、中国最高裁は二審判決を取消し、一審判決を維持する旨の判決をした。

【事件の意義】本件は登録商標専用権と品種名との関係、共通名の判断基準等の問題に関係している。本件に係る「稻花香 2 号」は中国の主要な米産地である黒龍江五常地域の優良な米品種であり、事件の審理は業界で広く注目され、裁判の結果は「稻花香 2 号」という米品種の正常な事業活動及び市場秩序の適正化に直接関わる。中国最高裁判所は商標法におけるいくつかの重要な法的問題、例えば法定の共通名と慣習上の共通名の判断基準、登録商標専用権と品種名との相違及び関連性などについて釈明することにより、このような事件の裁判基準を明確にし、登録商標権者と品種

名使用者との利益のバランスを取り、商標権を十分に保護することを前提にして、公正・公平な市場競争秩序を確保した。

4.「マーカッシュ・クレーム」特許無効行政紛争事件

国家知識産権局特許審判委員会と、北京万生薬業有限責任公司、第一三共株式会社との発明特許権無効行政紛争事件〔中国最高裁判所(2016)最高法行再 41 号行政判決書〕

【事件の概要】第一三共株式会社は発明の名称が「高血圧症を治療又は予防するための医薬組成物の製造方法」の発明特許(つまり本件特許)の特許権者である。本件特許の請求項はマーカッシュ・クレームである。北京万生薬業有限責任公司(以下、「万生社」という。)は本件特許が進歩性を有しないなどの理由により国家知識産権局特許審判委員会(以下、「特許審判委員会」)に無効審判を請求した。2010年8月30日、第一三共株式会社は請求項に対して以下の補正をした。請求項1に記載の「又はその薬用として使用できる塩もしくはエステル」における「もしくはエステル」の記載を削除し、請求項1のR4の定義における「1~6個炭素原子を有するアルキル基」を削除し、請求項1のR5の定義における「カルボキシル基および式 COOR5a」以外の発明を削除した。特許審判委員会は口頭審理中、請求項1から「もしくはエステル」を削除する補正は認められるが、残りの補正は特許法実施細則第68条に違反しているため、認められないと第一三共株式会社に通知した。この認定に対し、第一三共株式会社及び万生社は異議がなかった。2011年1月14日、第一三共株式会社は請求項1から「もしくはエステル」を削除した補正後の特許請求の範囲の差し替え用紙を提出した。特許審判委員会は、本件特許の請求項1は証拠1に対して非自明であり、進歩性を有し、特許法第22条第3項の規定に満たしていると認定した上で、第一三共株式会社が2011年1月14日に提出した補正後の書面に基づき、本件特許権が有効である旨の第16266号無効審判請求の審決(以下、第16266号決定という。)を発行した。万生社は上記審決を不服とし、行政訴訟を提起した。

一審裁判所は、特許審判委員会が特許法実施細則第68条に違反していることを理由に第一三共株式会社により2010年8月30日に提出された補正後の書面を拒絶したことは妥当であり、本件特許の請求項1は証拠1に対して非自明であり、進歩性を有すると認定した上で、第16266号決定を維持する判決をした。万生社は一審判決を不服として控訴した。

二審裁判所は以下のように認定した。

マーカッシュ・クレームは並列発明の特殊類型であり、第一三共株式会社が2010年8月30日に提出した補正書面では本件特許の技術的範囲が減縮され、特許法実施細則第68条第1項の規定に満たしている。一方、本件特許の請求項に含まれる1つの具体的な実施例の効果は先行技術である証拠1の実施例329の技術効果に相当するため、本件特許の請求項1は予想外の効果を達

成できず、進歩性を有しない。

以上より、二審裁判所は一審判決及び第 16266 号決定を取消す旨の判決を下し、特許審判委員会に改めて決定するよう命じた。

特許審判委員会は二審判決を不服として中国最高裁判所に再審を請求した。中国最高裁は審理を経て、二審判決を取消し、一審判決を維持する旨の判決をした。最高裁判所は以下のように認定した。

マーカッシュの形式にて書かれた化合物クレームは多くの化合物の集合ではなく、総括的な発明であると解されるべきである。マーカッシュ・クレームの補正について、補正により新たな性能及び作用を有する一類又は単一の化合物を発生させないことは原則である。ただし、個別案件の要素を考慮する必要もある。マーカッシュの形式にて書かれた化合物クレームの進歩性の判断に際して、進歩性判断の基本方法、つまり特許審査基準に定められた「3 ステップ法」に従わなければならない。予想外の効果は進歩性を判断する際の補助的な要素であり、「3 ステップ法」を越えて直接に予想外の効果により特許出願の進歩性の有無を判断することは相当ではない。

【事件の意義】本件はマーカッシュ・クレームの性質、無効審判手続きにおける補正の原則及び進歩性の判断方法等に関わる。マーカッシュ・クレームは化学薬品分野の発明特許における比較的特殊の請求項の記載方式であり、それに特有の総括機能のため、当該分野での運用が段々広がっている。マーカッシュ・クレームの性質、補正の原則及び進歩性の判断基準などの問題は数多くの化学薬品類の特許発明の出願・授権に直接に影響するため、業界及び学術界から高く注目されている。中国最高裁判所は本件において、マーカッシュ・クレームの性質が化合物の集合ではなく、総括的な発明であり、マーカッシュ・クレームの補正は新たな性能及び作用を有する一類又は単一の化合物を発生させないことを基本条件とし、マーカッシュの形式にて書かれた化合物クレームの進歩性判断は依然として「3 ステップ法」を遵守すべきである、ということを確認にした。本件は上述した重要な法的ルールを確認にしたものであり、化学薬品分野の特許出願の記載及び審査に重要な指導となる。

5.「新華字典」商標権侵害及び不正競争紛争事件

商務印書館有限公司と、華語教学出版社有限責任会社との商標権侵害及び不正競争紛争事件〔北京知識産権裁判所(2016)京 73 民初 277 号民事判決書〕

【事件の概要】1957 年から現在まで、商務印書館有限公司(以下、「商務印書館」という。)は「新華字典」通行版本～第 11 版を連続出版した。2010～2015 年、商務印書館出版の「新華字典」は字典類図書市場での平均占有率が 50%を超えた。2016 年までの商務印書館出版の「新華字典」の世界

発行量が 5.67 億冊を超え、「最も人気のある辞書」のギネス世界記録、「ベストセラー（定期改訂版）」のギネス世界記録等多くの栄誉を獲得した。商務印書館は、華語教学出版社有限公司（以下、「華語出版社」という。）が「新華字典」を生産・販売した行為は商務印書館「新華字典」の未登録著名商標の侵害に該当し、しかも華語出版社が商務印書館「新華字典」（第 11 版）の周知商品特有の包装・装飾を使用した行為は不正競争となるとして、商標権侵害行為及び不正競争行為を直ちに停止し、悪影響を解消し、経済損失を賠償するよう裁判所に請求した。

一審裁判所は以下のように認定した。

「新華字典」は特定の歴史的起源、発展経緯及び長期唯一の提供主体及び客観の市場パターンがあり、製品及びブランドが共存する性質を保持する商品名称は関係消費者において安定的な認知関連が形成され、商品由来を示す意義及び作用を有し、商標としての顕著な特徴を有する。「新華字典」は全国範囲で関係公衆に広く知られ、比較的大きな影響力及び比較的高い知名度を取得しているため、「新華字典」は未登録著名商標と認定することができる。華語出版社が字典に「新華字典」を使用する行為は他者の未登録著名商標を複製する侵害に該当する。「新華字典」（第 11 版）に使用された装飾に表された文字、模様、色彩及び組合せが商品由来を認識及び区別する作用を有し、特有性を備える。華語出版社が辞典商品上に類似する装飾設計を使用することは、関係公衆の商品由来に対する混同・誤認を招く可能性が十分があり、不正競争防止法第 5 条第（二）項に定められた不正競争行為に該当する。上記判断を踏まえて、一審裁判所は華語出版社が侵害行為を直ちに停止し、悪影響を解消するとともに、商務印書館に対して経済損失 300 万元及び合理的支出 27 万元余りを賠償する旨の判決をした。

【事件の意義】本件は未登録著名商標の保護に関わる代表事例であり、事実認定、法律適用及び利益バランスなど複雑な問題に関わる。本件により、「新華字典」のような製品及びブランドを兼ね備える性質の商品名称が商標としての顕著な特徴を有するか否かを審判する基準が確立された。関係公衆の「新華字典」に対する認知度、「新華字典」の継続使用時間、販売数、宣伝範囲及び保護を受けた記録などの多方面の要素を考慮し、原告である商務印書館の「新華字典」が未登録著名商標であると認定した。「新華字典」を未登録著名商標として保護するとともに、それと、出版業界の通常の経営管理秩序、知識文化伝播との間の関係のバランスを取らせた。判決には、商標法における商標の独占的使用権への保護は商標に付随する商品ではなく、商標自体を対象とするものであることを明確にした。商務印書館に「新華字典」商標の独占的使用権を付与することは、商務印書館に字典類辞書の出版に関する専用権を付与することではなく、辞書業界の独占を招くことはない。商標として保護を付与することにより、商標権利者が商品品質保証の法定義務及び知識伝播の社会責任をより良く履行するように促され、出版行業の規範的な発展の促進に有利である。

6.「茅盾直筆原稿」著作権紛争事件

沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡と南京經典拍賣有限公司、張暉との著作権権属、著作権侵害紛争事件
〔江蘇省南京市中等裁判所(2017)蘇 01 民終 8048 号民事判決書〕

【事件の概要】茅盾は 1958 年に毛筆で書かれた書評「談最近的短篇小説(最近の短編小説について語る)」を雑誌社に投稿した。この文章の文字内容は「人民文学」1958 年第 6 期に発表された。その後、直筆原稿は張暉が所有した。2013 年 11 月 13 日、張暉は南京經典拍賣有限公司(以下、「經典拍賣社」という。)に複数の物品のオークションを依頼し、その中に本件直筆原稿が含まれていた。2013 年 12 月 30 日、經典拍賣社はデジタルカメラで撮影した本件直筆原稿の高解像デジタル写真をアップロードし、自社のウェブサイト及び微博で画像及び文字を組合せて本件直筆原稿を宣伝紹介した。公衆が經典拍賣社のウェブサイトを開覧する時、本件直筆原稿の全容を見れるし、Web ページのルーペ機能で直筆原稿の各ページの局部の詳細を観察することができる。經典拍賣社は特別展覧中、本件作品の原稿を展示し、本件競売品が印刷されたパンフレットを参観者に提供した。2014 年 1 月 5 日、本件直筆原稿は經典拍賣社が開催した 2013 年秋季中国書画特別オークションで競売され、訴外者により 1050 万元の価格で入札した。しかし、入札者が支払いをしなかったため、オークションの取引が成立できず、本件直筆原稿は依然として張暉が所有していた。オークション終了後から 2017 年 6 月に本件直筆原稿を削除するまでの期間中、經典拍賣社はインターネット上で本件直筆原稿を展示し続けていた。茅盾の法的承継人である沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡は、張暉及び經典拍賣社の上述した行為が本件直筆原稿の著作権を侵害したとして裁判所に訴訟を提起した。

一審裁判所は、本件直筆原稿の情報ネットワーク伝播権を侵害する行為を停止し、沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡に対して経済損失 10 万元を賠償する旨の判決をした。沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡は一審判決を不服として控訴した。

二審裁判所は以下のように認定した。本件直筆原稿は文字作品であり、美術作品でもある。張暉は本件直筆原稿の法的所有者として、オークションで自分の法的財産を処理する権利を有し、張暉の行為は本件原稿の著作権を侵害していない。經典拍賣社は本件直筆原稿の美術作品発表権、複製権及び情報ネットワーク伝播権を侵害し、侵害を停止し、謝罪及び経済損失賠償の責任を追うべきである。上記判断を踏まえ、二審裁判所は沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡に対して公開謝罪し、経済損失 10 万元を賠償すると判決した。

【事件の意義】本件は美術作品のオークション活動における著作権法、物権法、競売法の 3 つの法律が重なる領域における関連主体の権利及び義務の関係に関わる。本判決は、物権者及び著作権者の法的権利のバランスを取らせ、競売人としての知識産権保護の注意義務を明確にした。判決には、美術作品の著作権及び物権が分離している場合、原稿所有者が法に基づき処分権、収益権、

展示権を行使する行為は何れも法律の保護を受けることができ、著作権者はそれを干渉する権利がないが、美術作品原稿の所有者が物権を行使するに際し、当該作品の著作権者の法的権利を侵害しないことを前提としなければならぬ、とのことも指摘されている。競売会社は物権者からの依頼を受けて競売人として、物権の保護に関する注意義務のほか、著作権保護に関する合理的注意義務も履行し、規範的かつ職責を尽くしてオークション活動を実施し、著作権者の権利を慎重に回避すべきである。判決により、異なる主体の権利の堺目が明確になり、物権者及び著作権者の法的権利をバランスを取りながら保護する司法精神を表し、競売人としての責任を果たすという合理的な基準から競売会社の注意義務を特定し、厳格保護の司法ポリシーを十分表している。

7.「ランドローバー」商標権侵害紛争事件

ジャガーランドローバー有限公司と広州市奮力食品有限公司、万明政との商標権侵害紛争事件〔広東省高等裁判所(2017) 粵民終 633 号民事判決書〕

【事件の概要】ランドローバー会社の関連会社はそれぞれ、1996年、2004年及び2005年に中国国内で第808460号商標、第3514202号「ランドローバー」商標、第4309460号「LANDROVER」商標について商標登録出願をした。上記商標の指定商品は何れも第12類「陸上原動機付車両」であり、比較的高い知名度を有し、後でランドローバー会社に譲渡された。広州市奮力食品有限公司(以下、「奮力社」という。)は、ウェブサイト、実体店舗でその「ランドローバービタミン飲料」を宣伝し販売している。関連製品、パッケージ及びウェブ上の宣伝に使用された被訴表示として、「ランドローバー」、「LANDROVER」、「Landrover ランドローバー」及び上下配列した「ランドローバーLandRover」等が含まれている。奮力社は2010年に第30類「非医療用栄養液」及び第32類「アルコールを含有しない飲料」などの商品について「ランドローバーLANDROVER」商標の登録を出願したが、登録を認められなかった。ランドローバー会社は、奮力社の行為が権利侵害に該当するとして訴訟を提起した。一審裁判所は、侵害行為を停止するとともに、ランドローバー会社に対して経済損失及び合理的な支出120万元を賠償する旨の判決をした。

二審裁判所の認定は以下のとおりである。ランドローバー会社が提出した証拠は本件商標が中国国内で社会公衆に広く知られており、著名程度となっていることを十分に証明できる。被訴侵害行為はランドローバー会社の本件著名商標が有する顕著性及び良好のれんを弱め、ランドローバー会社の利益を損害したため、差止めされるべきである。上記判断を踏まえ、二審裁判所は上訴を却下し、一審判決を維持する判決をした。

【事件の意義】本件は種類を跨って著名商標を保護し、知識産権への保護を強化する代表事例である。本件の裁判は、著名商標保護に関する紛争事件の審理において堅持すべき「必要に応じて認定」、「個別事案に基づく認定」など基本的な原則を表している一方、奮力社は大量の有名企業や有

名人に関わる先取り行為も行っており、侵害行為の主観悪意性が明白であることがその特徴である。本件裁判では賠償金額の確定につきまして、120 万元との賠償金額を決定する事実根拠及び法理根拠を全面的かつ詳しく述べ、悪意をもって商標を囲い込む行為を制止する司法態度を表している。本件は著名商標の保護の強化、商標を悪意により先取りする行為の規制、公衆の知識産権への尊重の導きなどの面において、良好な裁判方向及び模範を示している。

8.「博III優」植物新品種権侵害紛争事件

四川中正科技有限公司と、広西壮族自治区博白県農業科学研究所、王騰金、劉振卓、四川中昇科技種業有限公司との植物新品種権侵害紛争事件〔広西壮族自治区高等裁判所(2017)桂民終95号民事判決書〕

【事件の概要】博III優 273 は植物新品種権を受け、品種権の共同所有者は広西壮族自治区博白県農業科学研究所(以下、「博白農科所」という。)、王騰金、劉振卓である。博III A も植物新品種権を受け、博III優 9678、博III優 273 の親で、博III A 植物新品種の品種権者は博白農科所である。2003年11月2日、博白農科所と四川中昇科技種業有限公司(以下「中昇社」という。))とは、「品種使用権譲渡協議書」(つまり2003年協議書)を締結し、博白農科所は「博II優 815」、「博III優 273」の使用権を中昇会社に譲渡し、独自に使用開発させた。2007年11月16日、中昇会社と博白農科所とは「協議」(つまり2007年協議)を締結し、博白農科所が博III優 9678、博II優 815(広東区域のみに限る)の品種使用権を中昇会社に独占的に使用開発させること、中昇会社が博III優 273 の使用開発権を継続的に有し、博白農科所が博III優 9678、博II優 815(広東区域のみに限る)の品種権を第三者に譲渡または授権してはいけず、違反すれば、中昇会社に対して関連損失を賠償すべきであることについて協議した。本協議書が締結されて発効後、2003年協議書の実行が終了した。2008年1月7日、博白農科所は中昇会社に対して博III優 9678、博III優 273 の生産・経営を授権した。博III A は博III優 9678、博III優 273 をかけ合わせるためだけに用いるとされ、その他の商業用途に用いることが認められず、授権期間は2008年1月7日から2012年12月31日までである。四川中正科技有限公司(以下、「中正社」という。))は中昇会社の授権及び「2007年協議書」の約束に基づき博III優 9678、博II優 815 及び博III優 273 などの品種を経営していた。2011年11月2日、中昇会社はそれぞれ中正会社、博白農科所に書簡を送付し、2011年11月2日から中正会社に対する博III優 9678、博III優 273 及び博II優 815(すでに市場撤退)の生産・経営に関する授権を中止し、関係品種の生産、経営権は中昇会社が独占的に所有すること、中昇会社が博III優 273 の開発権を所有し、博白農科が中正会社に対して博III優 9678、博III優 273 及び博II優 815 の雄性不稔系と回復系の提供を禁止すること、を決定した。博白農科所、王騰金、劉振卓、中昇会社は中正会社が2011年11月2日以降にも産博III優 9678、博III優 273 の種子の生産を他者に依頼した行為は侵害を構成したとして裁判所に訴訟を提起した。

一審裁判所は、中正公司の行為が本件植物新品種権を侵害したとし、侵害行為を停止し、悪影響を解消するとともに、経済損失 180 万元を倍償するよう判決を下した。

二審裁判所の認定は以下のとおりである。博III A、博III 優 273 の 2 つの植物新品種が規定通りに維持年金が納付されていないため 2013 年 11 月 1 日に権利の消滅が公告された後、2014 年 12 月 4 日権利が回復されたが、2015 年 11 月 1 日にまた規定通りに年金が納付されていないため、権利の消滅が公告されているので、一審判決での博III A、博III 優 273 との 2 つの植物新品種権が依然有効とされた判断は事実に一致していないことを理由に、中正公司による関連の控訴理由が成立すると判断された。賠償金額の決定につきまして、当事者がともに認める 1 畝当たりの収量、販売価格及び中正公司が認める生産面積、中昇公司が突然に授權を停止することによって中正公司に生じた不可避免的損失、侵害継続期間、本件植物新品種実施許可費の金額及び実施許可の種類、時間、範囲など具体的な要素を総合的に考慮する必要がある。

上記判断を踏まえ、二審裁判所は情状酌量し、中正公司が博白農科所、王騰金、劉振卓、中昇公司に対して経済損失 40 万元を賠償すべき旨の判決をした。

【事件の意義】本件は植物新品種権保護に関わる代表事例である。植物新品種権の侵害行為として、司法実践には、品種権者の許可なしに授權品種の繁殖材料を商業目的で生産又は販売すると、品種権者の許可なしに授權品種の繁殖材料を商業目的で別の品種の繁殖材料の生産に繰り返して使用すると、2 種類がある。本件は上記 2 種類の侵害行為の判定に同時に関わり、法律適用の面において典型的なものである。また、植物新品種権が保護期間内で断続的に終止状態にあることがあり得ることが、他の類型の知識産権侵害訴訟にない特殊性である。本件裁判は、植物新品種の保護における特殊な要素を十分に考慮し、侵害行為及び賠償金額について正しい認定がなされ、類似事件の裁判にルールの導きとなる。

9. 「反射材料」商業秘密紛争事件

鶴壁市反光材料有限公司と宋俊超、鶴壁睿明特科技有限公司、李建尧との商業秘密紛争事件
〔河南省高等裁判所(2016)豫民終 347 号民事判決書〕

【事件の概要】宋俊超は 2006 年から鶴壁市反光材料有限公司(以下、「反射材料社」という。)の従業員として一部の省の販売及び市場開拓を担当する。反射材料社は宋俊超と、前後で労働契約書を 2 件締結するとともに、秘密條款及び及び競争制限條款も締結した。反射材料社はその経営情報について秘密保守制度を作成し、顧客及び潜在的な顧客の情報について必要な秘密保守措置を講じている一方、宋俊超及び他の従業員に対して秘密保守費用を支払っていた。鶴壁市睿欣商贸有限公司(以下、「睿欣公司」という。つまり鶴壁睿明特科技有限公司の前身)が 2011 年 6 月 22

日に設立し、鋼材、建築材料、小型金物類 - 電気器材、塗装鋼板、反射柵を経営範囲とする。睿欣会社が業務を経営する期間中、宋俊超は宋翔名義で睿欣会社の工商登録手続きに関する仕事に参与した。睿欣会社の銀行勘定から、2011年8月1日から2015年7月31日までの期間中、睿欣会社と反射材料会社の多くの取引の顧客が重複し、宋俊超が個人名義で睿欣会社の口座から何回もお金をおろしたことが分かった。反射材料会社は、商業秘密侵害に該当するとして、宋俊超らを裁判所に訴えた。

一審裁判所は宋俊超、睿欣会社が反射材料会社の商業秘密を共同侵害したと判断した。

二審裁判所の判定は以下のとおりである。

反射材料会社が提供した取引の記録及び顧客との取引伝票によれば、「品種」「規格」「数量」から顧客の独特ニーズが示され、「取引成立日」から顧客の注文するパターンを示し、「単価」から顧客の価格に対する受け入れられる能力及び上限が示され、「備考」から顧客の特殊情報が示されている。これらの内容は反射材料会社の経営情報における秘密ポイントとなる。上述した経営情報に関わる顧客は反射材料会社と安定的な製品供給ルートを構成し、良好な取引関係を保っており、生産経営において実用性があり、反射材料会社に経済利益、競争優位性をもたらすことができる。反射材料会社は上述した経営情報について、具体的な秘密保守制度を作成し、顧客及び潜在的な顧客の情報について必要な秘密保守措置を講じている一方、秘密條款及び及び競争制限條款を明確に約束し、宋俊超及び他の従業員に対して秘密保守費用を支払っていたことから、反射材料会社は上述した経営情報のために合理的な秘密保守措置を講じていることを証明できる。以上より、反射材料会社が作成した顧客リストは商業秘密を構成していると認定することができる。宋俊超は反射材料会社に対して忠実義務の責任を負うべきであり、そのうちに業務中で知り得た経営情報について秘密保守義務が含まれる。宋俊超は会社の関連管理規定及び顧客リストの非公開性及び商業価値を明確に承知したにもかかわらず、密かに反射材料会社の顧客と取引を行い、かつ睿欣会社と頻りに連絡したことは、反射材料会社の経営情報を披露・使用し、他者に使用させる行為となり、反射材料会社の商業秘密を侵害した。睿欣会社は宋俊超が把握している反射材料会社が有する商業秘密を不当に取得して使用している。宋俊超、睿欣会社は反射材料会社の商業秘密を共同侵害した。睿欣会社が睿明特会社に変更されているので、侵害責任が睿明特会社に負うべきである。

【事件の意義】本件は商業秘密の保護に関わる代表事例である。商業秘密事件は証拠が複雑で隠れているため、通常、審理の難易度が非常に高い。特に、従業員の離職などによる商業秘密保守の問題が司法実践における難点である。本件判決は、商業秘密事件の「公衆に知られない」、「秘密保守措置」、「商業価値」及び賠償責任の確定など重要な法的問題について、事件の状況に基いて詳しく全面的な説示がなされた。類似事件の審理に比較的強いルールの手引となる意義を有する。

また、本件は従業員による離職後の秘密保守義務を重点的に強調し、誠実信用の価値観を提唱している。

10. 「易查ネット」著作権侵害紛争事件

北京易查無限情報技術有限公司と于東との著作権侵害罪紛争事件〔上海浦東新区人民裁判所(2015)浦刑(知)初字第12号刑事判決書〕

【事件の概要】被告単位である北京易查無限情報技術有限公司(以下、「易查社」という。)は「易查ネット」の経営会社である。当該会社の法的代表者及び技術責任者である于東はタッチパネル版の小説製品の開発を提案し、易查ネットはWEB小説のウェブページをWAPウェブページにトランスコードしてモバイルユーザーの閲覧に供している。公安機関は易查社のサーバのハードウェアを差し押さえ、鑑定係員がそれを用いてLAN環境下の「易查ネット」を構築する際に、小説を検索・閲覧・ダウンロードできることを発見した。鑑定係員はハードディスクからダウンロードした798冊の小説を、著作権が玄霆会社に所有する同名小説と比較し、同じバイト数がバイト全体の70%以上を占める小説が588本あることを発見した。被告者及びその弁護士は「易查ネット」はコンテンツサービスでなく、検索及びトランスコードサービスの提供を想定して開発したものであり、つまり、ユーザが検索をクリックして閲覧する際に、ソースウェブページがトランスコードされてハードディスク上に一時的にコピーされてキャッシュが形成されてユーザの閲覧に供されるが、ユーザが閲覧の画面を離れると、当該キャッシュは自動的に削除される、と主張した。しかし、鑑定した事実によれば、「易查ネット」において、その所謂「一時コピー」のコンテンツは「トランスコード」をトリガーしたユーザに伝送された後、直ちにサーバーのハードディスクから自動的に削除されず、「コピー」された小説のコンテンツはほかのユーザにより再利用されることができる。上述した行為はトランスコード技術の必要なプロセスを超えることが明らかである。上記判断を踏まえ、「易查ネット」はネットユーザに本件の文字作品を直接に提供していると認定することができる。易查社は著作権の許可を得ていないまま、「易查ネット」により他者が著作権を有する文字作品500部あまりを伝播し、事情が嚴重であり、著作権侵害罪に該当する。易查社の直接主管責任者である于東は著作権罪の刑事責任を負うべきである。本件において、易查社及び于東は自首し、また賠償して被害者単位の理解を得たため、裁判所は情状酌量し、本件の犯罪情状、結果を総合的に考慮し、法に基づき罰金に処し、于東を執行猶予付きの投獄及び罰金に処する判決を下した。判決が言い渡された後、易查社、于東はいずれも上訴を提起していない。

【事件の意義】トランスコード技術はモバイル閲覧の次第に普及することにつれて生まれた技術である。本件は、モバイル閲覧サイトでトランスコード技術を不当使用したことによる著作権侵害罪の事例である。判決には、「トランスコード技術」の実施における特徴及び必要な限度について詳しく述べられ、情報ネットワーク伝達行為の本質から出発し、「トランスコード」の行為が罪に該当するか否かの



線引きをした。本件は技術が飛躍的発展した時代背景において、知識産権への司法保護が技術的中立の立場を堅持するとともに、如何に技術事実と関連付けてかかる技術が法律範囲を超えているか否か、他者の合法的な権利を侵害するか否かを判断する標準を明確にするかが示されている。技術を口実とし、権利侵害の情状が嚴重であり、知識産権犯罪を構成する要件を満たす行為について、法に基づき刑事処罰を処すべきである。本件の裁判結果は科学技術の進歩による新犯罪行為の処理にあたって、人民裁判所の司法知恵及び司法能力を十分に表し、法に基づき知識産権侵害犯罪行為を制止する力及び決意を示した。

情報来源：中国最高裁判所網

時間：2018年04月19日